

○船舶検査心得 3-3 船舶消防設備規則

		改 正 案	現 行 規 則	備 考
	3-3 船舶消防設備規則	3-3 船舶消防設備規則	第 2 章 消防設備の備付数量及び備付方法	(傍線の部分は改正部分)
	第 1 節 第 1 種船及び第 2 種船		第 1 節 第 1 種船及び第 2 種船	
	(送水管)	(送水管)		
38. 3 (a)	「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、当該送水管の機関区域内を通過する長さができる限り短いものであり、かつ、当該送水管が堅固な鋼製ケーシングにより閉囲される場合又は防火構造規則に規定する A60 級の防熱措置が施されている場合をいう。	38. 3 (a) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、当該送水管の機関区域内を通過する長さができる限り短いものであり、かつ、次のいずれかに該当する場合をいう。	38. 3 (a) 「管海官庁が差し支えないと認める場合」とは、当該送水管の機関区域内を通過する長さができる限り短いものであり、かつ、次のいずれかに該当する場合をいう。	SOLAS II-2 Reg. 10 2. 1. 4. 1 の反映
	また、その場合、当該送水管は、肉厚 11mm 以上のものであつて海水吸入弁に対するフランジ接続を除き、全て溶接されたものでなければならない。	なお、当該送水管が海水吸入側のものである場合は、非常ポンプを設置している区画において遠隔操作が行えるよう措置が講じられていること。	なお、当該送水管が海水吸入側のものである場合は、容易に近づくことができ、かつ、機関区域における火災によつて遮断されるおそれのない位置において遠隔操作が行えるよう措置が講じられていること。	改正前の要件は消防設備告示心得に得て改訂されたものであります。
				39. 1. 0 (b) にて担保済み。
			(1) 当該送水管が堅固な鋼製ケーシングにより閉囲される場合	
			(2) 当該送水管が肉厚 11mm 以上のものである場合又は呼び厚さスケジュール 160 以上のものである場合	

改 正 案	現 行 (固定式鎮火性ガス消火装置等の備付方法)	現 行 (固定式鎮火性ガス消火装置等の備付方法)	備 考
47.0 (略)	47.0 (略)	SOLAS II-2	
47.1.3 (略)	47.1.3 (略)	Reg. 10	
47.1.5(a) 「有効な通風装置」は、適当な自然通風装置として差し支えない。ただし、暴露甲板より一層下方の甲板に設けられた場所又は開放された甲板に直接通じる出入り口がない場所にあっては、当該格納場所の底部から排気するように設計され、かつ、1時間に少なくとも6回の換気を行える能力を有する機械式通風装置とすること。	47.1.5(a) 「有効な通風装置」は、適當な自然通風装置として差し支えない。ただし、貯蔵容器の格納場所の出入り口が暴露部以外に設けられる場合は、有効な独立した機械通風装置とすること。	4.3 の反映	

改 正 案	現 行	備 考
<p><u>を含む。）については、改正後の 38.3 (a) 及び 47.1.5 (a) の規定にかかるらず、なお従前の例によることができる。</u></p> <p>(b) <u>平成 14 年 7 月 1 日以後適用日前に建造に着手された第 1 種船及び第 3 種船については、改正後の 38.3 (a) 及び 47.1.5 (a) の規定にかかるらず、適用日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。</u></p>		

○船舶検査心得 3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)			
改 正 案	現 行	備 考	
3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示	3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示		
第 3 章 消防設備の備付数量及び備付方法	第 3 章 消防設備の備付数量及び備付方法		
第 1 節 第 1 種船及び第 2 種船	第 1 節 第 1 種船及び第 2 種船		
(消火ポンプ)	(消火ポンプ)		
39.1.0(a)	39.1.0(a)	SOLAS II-2 Reg. 10	
(略)	(略)	2.2.3.2.1 及び 2.2.3.2.2 の反映	
39.1.5(a)	39.1.5(a)	「通路の閉鎖装置等を考慮して管海官庁が適当と認める場合」とは、機関区域と非常ポンプ及びその動力源のある区域(以下「非常ポンプ室」という。)との間の通路に次に掲げるいずれかの措置が講じられ、かつ、非常ポンプ室に至る別の通路が設けられている場合をいう。(図 39.1.3<1>参照)	
(b)	(b)	「通路の閉鎖装置等を考慮して管海官庁が適当と認める場合」とは、機関区域と非常ポンプ及びその動力源のある区域(以下「非常ポンプ室」という。)との間の通路に次に掲げるいずれかの措置が講じられ、かつ、非常ポンプ室に至る別の通路が設けられている場合をいう。(図 39.1.3<1>参照)	
		(1) 火災時に遮断されるおそれのない場所から操作できる水密戸を設置すること。 (2) 防火構造規則第 27 条の 7 第 2 項の要件に適合する自己閉鎖型の戸を二重に取り付けたエアロック・スペースを設置すること。	規則第 27 条の 7 第 2 項:開け放 しフック 取り付け 不可
		(A) 水密戸による場合 (略)	(A) 水密戸による場合 (略)

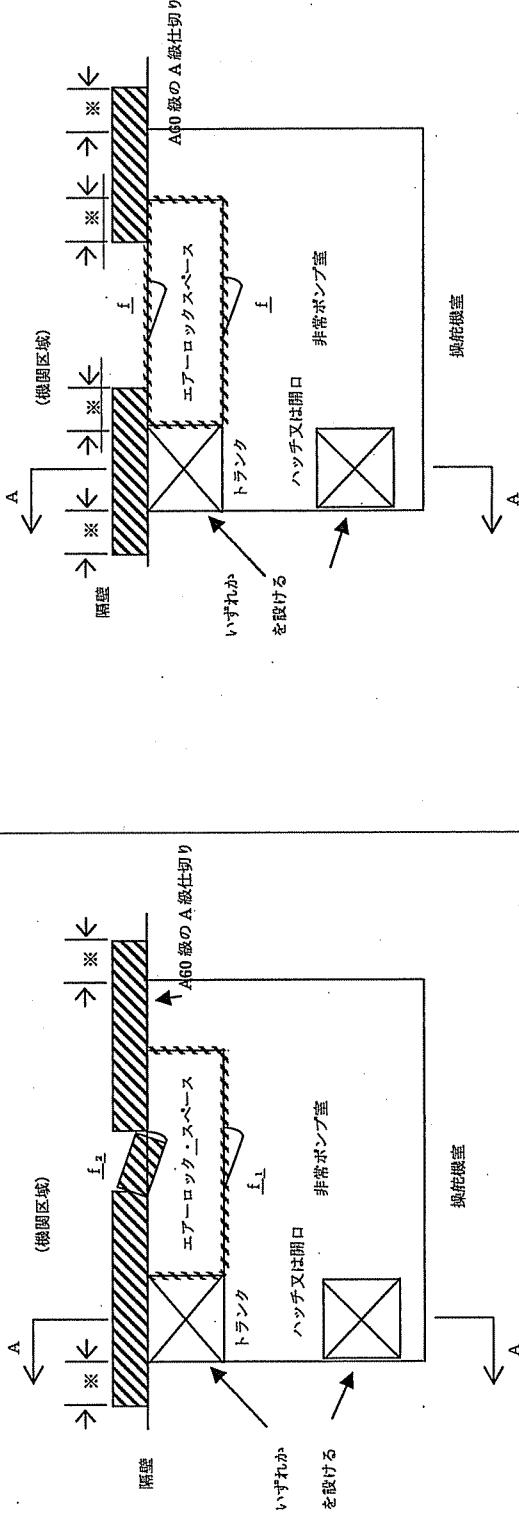
改 正 案	現 行	備 考
※450mm 以上の防熱延ばし(防熱は、機関区域側へ施すことが望ましい。) (B) エアーロック・スペースによる場合	※450mm 以上の防熱延ばし(防熱は、機関区域側へ施すことが望ましい。) (B) エアーロック・スペースによる場合	
※450mm 以上の防熱延ばし(防熱は、機関区域側へ施すことが望ましい。)	 <p>鋼又は鋼と同等の材料の隔壁</p> <p><u>f₁</u> 鋼又は鋼と同等の材料の合理的なガス密の自己閉鎖型の戸(戸のパッキンは、不燃性材料とすること。)</p> <p><u>f₂</u> 合理的なガス密の自己閉鎖型のA60級防火戸</p>	<p>※450mm 以上の防熱延ばし(防熱は、機関区域側へ施すことが望ましい。)</p> <p>(B) エアーロック・スペースによる場合</p> <p>鋼又は鋼と同等の材料の隔壁</p> <p><u>f₁</u> 鋼又は鋼と同等の材料の合理的なガス密の自己閉鎖型の戸(戸のパッキンは、不燃性材料とすること。)</p> <p><u>f₂</u> 合理的なガス密の自己閉鎖型のA60級防火戸</p>

図 39.1.3<1>

(略)

図 39.1.3<1>

改 正 案	現 行	備 考
<p>心得附則（平成 21 年 4 月 28 日） <u>（適用期日）</u> <u>この改正は、平成 21 年 5 月 1 日（以下「適用日」といふ。）から適用する。</u> <u>（経過措置）</u> (a) 平成 14 年 7 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された第 1 種船及び第 3 種船（危規則第 167 条又は第 274 条により第 3 種船とみなされる液化ガスばら積船又は液体化學薬品ばら積船であつて国際航海に従事しないものを除く。以下同じ。）並びに平成 21 年 7 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された第 2 種船及び第 4 種船（危規則第 167 条又は第 274 条により第 3 種船とみなされる液化ガスばら積船又は液体化學薬品ばら積船であつて国際航海に従事しないものを含む。）については、改正後の 39.1.5 (b) の規定にかかわらず、なお従前の例によることができます。 平成 14 年 7 月 1 日以後適用日前に建造に着手された(b) 第 1 種船及び第 3 種船については、改正後の 39.1.5 (b) の規定にかかるわらず、適用日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。</p>		

○船舶検査心得 2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)			
改 正 案	現 行	備 考	
2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示	2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示		
第 4 章 総トン数五〇〇トン以上の貨物船の防火構造	第 4 章 総トン数五〇〇トン以上の貨物船の防火構造		
(隔壁及び甲板)	(隔壁及び甲板)		
23.3 (a) 本項の規定において、別表第 8 備考 1 に明示されていない場所の分類については、表 23.3<1>によることを標準とする。	23.3 (a) 本項の規定において、別表第 8 備考 1 に明示されていない場所の分類については、表 23.3<1>によることを標準とする。		
表 23.3<1> 別表第 5 から第 8 までの適用上の場所の分類	表 23.3<1> 別表第 5 から第 8 までの適用上の場所の分類		

改 正 案	現 行	備 考
<p>制御場所等 (略)</p> <p>火災の危険の少ない業務区域 (略)</p> <p>特定機関区域以外の機関区域 (略)</p> <p>油圧装置格納室(甲板機械、荷役用) 推進用電動機室 推進用電動機の制御器室 非常ポンプ室(備考 1.) 操舵機室(備考 2.) (略)</p> <p>居住区域 電話機室(電話用ベース)</p> <p>火災の危険の多い業務区域 酸素ポンベ格納室 (備考 1.)</p> <p>その他の区域の取り扱い (略)</p>	<p>制御場所等 (略) 火災の危険の少ない業務区域 (略) 特定機関区域以外の機関区域 (略) 油圧装置格納室(甲板機械、荷役用) 推進用電動機室 推進用電動機の制御器室 非常ポンプ室(備考 1.) 操舵機室(備考 1.) (略) 居住区域 電話機室(電話用ベース) 火災の危険の多い業務区域 酸素ポンベ格納室 (備考 1.) 冷蔵庫 作業服脱衣室 糧食庫 郵便室、金庫室、工作室 その他の区域の取り扱い (略)</p>	<p>表現改正 及び SOLAS II-2 Reg. 10 2. 2. 3. 2. 1 及 び Reg. 9 2. 3. 3. 2 の Control station に係る Interpret ation(MSC /Circ. 112 0)の反映。 (NK 鋼船 規則との 整合化)</p>

改 正 案	現 行	備 考
備 考	備 考	要 件に比 べて現行心 得はオーバーク エストとなっ ており、その整 合化
<p>1. 消防設備告示心得 39.1.4 にもよること。</p> <p>2. <u>操舵機室からのみ直接出入りすることができる場所に非常ポンプを備え付ける場合は、当該区域はその区域内に非常ポンプを備え付けているものとみなす。</u></p> <p>3. <u>開壁の 1 面以上が開放されている場合は、「開放された甲板上の場所等」とみなしてよい。</u></p>	<p>1. <u>操舵機室内又は操舵機室から直接出入りすることができる場合に非常用消火ポンプを備え付ける場合は、操舵機室は制御場所ともみなすこと。</u></p> <p>2. <u>開壁の 1 面以上が開放されている場合は、「開放された甲板上の場所等」とみなしてよい。</u></p>	SOLAS 要件に比べて現行心得はオーバークエストとなつており、その整合化
	<p>心得附則（平成 21 年 4 月 28 日） (適用期日)</p> <p>この改正は、平成 21 年 4 月 28 日から適用する。</p>	

○船舶検査心得 5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則

改 正 案		現 行	備 考
5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則		5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則	(傍線の部分は改正部分)
第3章 ばら積み液体危険物の運送		第3章 ばら積み液体危険物の運送	
第3節 液体化学薬品		第3節 液体化学薬品	
第4款 消防設備		第4款 消防設備	
(貨物ポンプ室の消防設備)		(貨物ポンプ室の消防設備)	
268. 1 (a) 268. 2 (a)～(e)	(略) (略)	268. 1 (a) 268. 2. 6 (a) 268. 2. 6 (a)～(e)	(略) (略) 「有効な通風装置」は、適当な自然通風装置として 差し支えない。ただし、暴露甲板より一層下方の甲板 に設けられた場所又は開放された甲板に直接通じる 出入り口がない場所にあっては、当該格納場所の底部 から排気するよう設計され、かつ、1時間に少なく とも 6 回の換気を行える能力を有する機械式通風裝 置とすること。 268. 2. 7 (a) 268. 2. 8 (a)
			(b)～(c) 268. 2. 8 (a) 268. 2. 9 (a)
			(略) (略) 心得附則 (平成 21 年 4 月 28 日) (適用期日)
			この改正は、平成 21 年 5 月 1 日 (以下「適用日」と いふ。) から適用する。

改 正 案	現 行	備 考
<p>(経過措置)</p> <p>(a) 平成 14 年 7 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された国際航海に従事する液体化学薬品ばら積船及び平成 21 年 7 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された国際航海に従事しない液体化学薬品ばら積船については、改正後の 268.2.5(a) の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>(b) 国際航海に従事する液体化学薬品ばら積船であつて平成 14 年 7 月 1 日以後適用日前に建造に着手されたものについては、改正後の 268.2.5(a) の規定にかかわらず、適用日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。</p>		